

ペルー産うんしゅうみかんの生果実に関する植物検疫実施細則（平成30年9月26日付け30消安第2895号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示5の(2)の消毒のために適切な設備を有するものとは、低温処理船舶にあっては、次の条件を満たすものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉にあっては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示5の(2)の消毒のために適切な設備を有するものとは、低温処理船舶にあっては、次の条件を満たすものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、複数のデッキに区分けされている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあっては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>2 消毒施設の調査</p> <p>植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナーについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。</p>	<p>2 消毒施設の調査の確認</p> <p>植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナーについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。</p>
<p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消毒の開始の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)の輸出港における消毒が開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、実地調査により確認を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 低温処理船舶にあっては<u>1</u>の(1)のウに定めるとおり、低温処理コンテナーにあっては<u>1</u>の(2)のエに定めるとおり、生果実の中心部の温度が隨時確認できることを確認すること。</p>	<p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消毒の開始の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)の輸出港における消毒が開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、実地調査により確認を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 低温処理船舶にあっては<u>1</u> (1) ウに定めるとおり、低温処理コンテナーにあっては<u>1</u> (2) エに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随时確認できることを確認すること。</p>

エ～カ (略)

(3) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、原則として、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

ア (略)

イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。

ウ (略)

エ 当該低温処理船舶の船倉若しくはデッキ又は当該低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部が摂氏2.1度となった後、引き続き18日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったことを確認すること。

オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、ペルー植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該低温処理コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、ペルー植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品とし

エ～カ (略)

(3) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、ペルー植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実は、ペルー植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

ア (略)

イ 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

ウ (略)

エ 当該低温処理船舶の船倉若しくはデッキ又は当該低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、(2)のウの確認の後、生果実の中心部が摂氏2.1度となった後、引き続き18日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったことを確認すること。

(新設)

て取り扱うものとする。

#### 4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

#### 5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の（1）の消毒が適切に行われていない場合、告示5の（2）のペルー植物防疫機関により指定された低温処理船舶若しくは低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又は低温処理コンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

#### 4 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の字句に、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1)・(2) (略)

#### 5 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の（2）のペルー植物防疫機関により指定された低温処理船舶若しくは低温処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、ミバエ類が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、ミバエ類が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

#### 附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。